

## 神戸学院大学支給奨学金提出書類について

出願には下記の書類が必要です。書類が揃わない場合は受付できません。

<b>全員提出</b>	①	神戸学院大学支給奨学金申込書
	②	所得証明書(原本)
	③	収入証明書類(コピー)
<b>該当者のみ提出</b>	④	その他の証明書類

### ②所得証明書(原本) ※市区町村役場発行(発行日が申込日より3カ月以内のもの)

- ・生計を一にする父、母の所得証明書を提出してください。
- ・専業主婦、年金受給者等、無職の場合でも、所得証明書を提出してください。
- ・所得証明書の名称・書式は各地方自治体によって異なります。(例:市町村民税・県民税課税証明書など)
- ・税務署発行の納税証明書では受付できません。
- ・出願時点で最新のものを提出してください。

### ③収入証明書類(コピー) ※A4 サイズで提出

- ・下表に該当する書類を全て提出してください。
- ・父母のうち、収入の有無に関わらず、該当する書類の提出が必要です。
- ・複数収入がある場合は、収入区別に該当するすべての書類の提出が必要です。

収入区分	所得の内容	提出書類	発行先
給与所得	会社員・アルバイト・パートの方	源泉徴収票 2022 年分	勤務先
	就職・転職して1年未満の方	年収見込証明書(別添の様式 A) ※提出できない場合は最新3カ月の給与明細書。賞与の有無も確認します。	
	退職(予定)の方	退職(予定)証明書 退職金支給額(予定)証明書	
商業 工業 林業 水産業 農業 自由業 サービス業 配当 不動産 雑所得等	確定申告をしている場合	2022 年度分確定申告書(第一表および第二表)の控え(税務署の受付印があるもの) ※インターネット申告の場合は、受付日時等が印字された確定申告書又は申告内容確認票の第一表および第二表	税務署に提出した控え
	確定申告をしていない場合	2022 年分市区町村民税・県民税申告書の控え(市税事務所の受付印があるもの)	市税事務所に提出した控え
	2021 年 1 月 2 日以降に開業等された場合(開業後 1 年未満)	2022 年 1 月~12 月の月ごとの収入金額、売上原価、必要経費(経費項目ごとの金額とその合計)が明示された書類(様式自由) ※事業所名、開業年月日、作成者の住所、署名・押印、作成年月日必要	該当者
年金・恩給 遺族扶助料	年金・恩給・扶助料を受け取っている方	支給通知書 (一番新しい金額記載のハガキ) ※複数の年金がある場合は、全て提出	関係官庁
傷病手当金	傷病手当金を受給中の方	最新 3 カ月の傷病手当金通知書	全国健康保険協会等

裏面に続く

失業中	雇用保険受給中の方	雇用保険受給者資格証	職業安定所
	雇用保険申請中の方	退職証明書・解雇通知書	元勤務先
	父母いずれか（もしくは両方）で年度途中で退職され、雇用保険がない方	失業状態を証明する書類と生活費の出所を証明する書類、収入に関する事情書（別添の様式 B） ※作成者の署名・押印・作成年月日必要	該当者
生活保護	生活保護をうけている方	保護決定通知書もしくは保護決定通知書など金額記載のもの	市区町村福祉事務所
養育費 援助金	親戚等から援助をもらっている場合	年間金額が分かるもの、並びに無職・無収入であれば「収入に関する事情書」（別添の様式 B） ※作成者の署名・押印・作成年月日必要 ※口座振込であれば通帳のコピー添付	該当者
公的手当	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等を受給中の方	申込時点での手当の金額が記載された通知書や受給証明書等	市区町村役場
無職	専業主婦や無職の方	収入に関する事情書（別添様式 B）	該当者
父母ともに 無職・無収入の場合	収入が無く、預貯金を切り崩して生活している場合	生活費の出し入れに使用している預貯金通帳（口座名義人と直近3ヵ月分程度の記帳部分の分かるもの）のコピー、並びに「収入に関する事情書」（別添の様式 B）	該当者

#### ④その他証明書（該当者のみ）

申請書に記入した家族、もしくは家計が下表の事由に該当する場合は、指定の証明書を提出してください。

所得から控除されます。提出がない場合は、控除対象になりません。

事由	提出書類	発行先
障がいのある方がいる世帯 （申請者本人を含む）	手帳等の写し ※氏名・等級が分かるもの	市区町村役場 都道府県庁
6ヵ月以上の長期療養を要する 方がいる世帯	医療費等の明細書（コピー可、直近6ヵ月分） ※6ヵ月経過していない場合は、申込時点の分まで ※申請時点で療養を終えている人は控除対象になりません	病院・薬局
	長期療養控除申請書（別添の様式 C） ※金額は鉛筆で記入すること。 通院期間等が分かる書類（発病時期、通院頻度等）	—
出願の前年から出願時まで に災害のあった世帯 （風水害・地震・火災等）	罹災証明書	市区町村役場 消防署
	被害額が分かる書類 ※保険金等で補填される金額は除く	税務署 該当者